

高砂市先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、1995年(平成7年)の97,632人をピークに、その後減少が続き、2015年(平成27年)には、91,106人、2018年(平成30年)現在には、89,260人と、ピーク時に比べマイナス8.6%となり、今後も毎年数百人単位での減少が続くと予測される。

また、年齢3区分別人口における老年人口(65歳以上)の構成比率の推移は、平成7年の11.7%から、平成22年に21.5%、平成27年には26.3%と人口減少と共に少子高齢化が加速している一方で、生産年齢人口(15歳~64歳)は平成7年の70.4%から平成27年には60.3%と減少してきている。このように人口構造の急激な変化によって、人材不足や、技能・技術伝承への支障をきたし、労働力、生産性が低下し、地域経済の成長力に複線的な影響を及ぼすこととなる。

一方、本市の産業立地環境は、加古川の豊富な工業用水、遠浅の海岸線、そして大阪、神戸などの大都市圏に近いという好条件に恵まれ、明治34年に大手製紙会社が立地して以降、戦前・戦後にかけて、海岸線を中心に大企業の工場が進出するところとなった。昭和30年には、工場誘致条例を制定し、海岸線の埋立てによる工場用地の造成、道路及び港湾の整備などを行った結果、我が国を代表する大手ものづくり産業企業の工場が林立し、協力企業とともに地域経済を牽引する、典型的な企業城下町となり、下請けの町工場も多くなった。市内企業の労働力人口の増加により昭和から平成初期まで人口も増加し続けてきた。

こうした背景の下、本市の産業構造は、平成20年代に入っても、ものづくり産業が28%を占め、産業分類別の就業者数では製造業の占める割合も、全国平均16%に対して35%と全国水準を大きく上回っている。また製造業を営む事業所のうち、従業員数30人未満の事業所が約68%を占めており、中小企業・小規模事業者が本市の地域経済を支えてきたと言える。

しかし、昭和61年頃に始まったバブル景気の後退や平成20年のリーマンショックの煽りを受け、大手企業の生産規模の縮小等により大手企業を支えてきた中小事業者は、厳しい経営環境が続き、設備投資の減速と労働生産性の低下を招いている状況にある。

(2) 目標

“活気があふれ躍動する産業交流都市”をスローガンに、本基本計画を策定、推進することにより、年平均3%以上の労働生産性向上が見込める中小企業者等の先端設備等導入計画について、5年間で40件を認定し、老朽化が進む設備

を生産性の高い設備へと一新させることで地域の労働生産性を飛躍的に向上させ、少子高齢化による人手不足、働き方改革への効果的な対応を行う。また、地域経済のさらなる振興を図るため、新たな地域ブランドの開発や、地域文化の創造を通じた新事業により、観光と連動した地域産業の活性化により、本市の将来像である「郷土に学び 未来を拓く 生活文化都市 高砂」の実現を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

少子高齢化による中小企業・小規模事業者の高齢化、人手不足や技能・技術伝承の低下に対応し、更には生産性の飛躍的な向上により、既存産業の高度化やイノベーションによる新規事業にも対応可能とする先端設備等を幅広く導入促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用につながらず、また、地域産業の活性化に寄与しないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の大企業は工業団地をはじめ、臨海部の播磨工業整備特別地域を中心に密集しているが、中小企業・小規模事業者は市内全域に点在しているため、対象地域を限定せず、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業構造は、製造業が大きなウェイトを占めるが、産業別事業所数（平成24年度経済センサス）は、卸売業・小売業が24%と高くなっている。その他の業種はそれぞれ2%から16%と多様な事業分野に分かれており、そのすべての中小規模事業者が市域の経済産業の活性化への貢献と成長発展への期待要素が高いことから、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意の日から5年間までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取組等に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとする。

- (1) 人員削減を目的とした事業
- (2) 公序良俗に反する事業や、反社会的勢力との関係が認められる事業
- (3) 次のいずれかに該当する者又は事業者
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
 - ② 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ③ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ④ 市税を滞納している事業者